

# GEMITSアライアンスパートナーズ 設立総会

2011年7月6日

## 配布資料

- 資料1 議事次第
- 資料2 設立趣意書
- 資料3 会員一覧
- 資料4 規約(案)
- 資料5 理事候補
- 資料6 監事候補
- 資料7 事業計画(案)
- 資料8 予算計画(案)
- 資料9 秘密保持規程(案)

(以上)

## GEMITSアライアンスパートナーズ 設立総会

2011年7月6日

### 議事次第

1. 開会

2. 議長団の選出

－議長の選出

－記事録署名人の選出

3. 議事

議案1 GEMITSアライアンスパートナーズ設立の承認

議案2 規約の制定

議案3 理事の選任

議案4 監事の選任

議案5 事業計画の承認

議案6 予算計画の承認

議案7 秘密保持規程の制定

4. 閉会

(以上)

## GEMITSアライアンスパートナーズ設立趣意書

謹啓 貴台におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、私どもは救急医療の全面最適化を推進するための経済産業省、総務省の実証事業における成果を踏まえ、ここで構築検証されたプラットフォームを全国展開するための啓蒙活動、情報支援などを積極的に展開するためのコンソーシアムを設立することとなりました。

地域における救急医療のさまざまな問題を解決するプラットフォームとして利活用いただき、安心・安全な地域貢献を目指してまいります。

つきましては、GEMITSアライアンスパートナーズ設立の趣旨にご賛同いただき、関係の方々のご参加ならびに多大なご支援・ご協力をお願い申し上げます。

### 概要

世界に類のない高齢化社会が進む中、我が国におきましては、医療崩壊が社会問題化されて久しく、一刻の猶予もない状況です。GEMITSアライアンスパートナーズは、救急医療に対し、全体最適化を図っているGEMITS(Global Emergency Medical supporting Intelligent Transport System) の構築と、各地域に存在する医療・健康情報のシステムとのオープンな連携を目指すと共に、市民をはじめ、医療・健康機関が利活用できるアプリケーションの整備・推進を行います。

また、普及・促進に向け、GEMITSのプラットフォームを活用いただき、運用や実証にお役立ていただきます。

GEMITSアライアンスパートナーズは、活動を通じて、医療崩壊を改善すると共に、新たな生活環境を整備し、地域の安心な街づくりに貢献します。

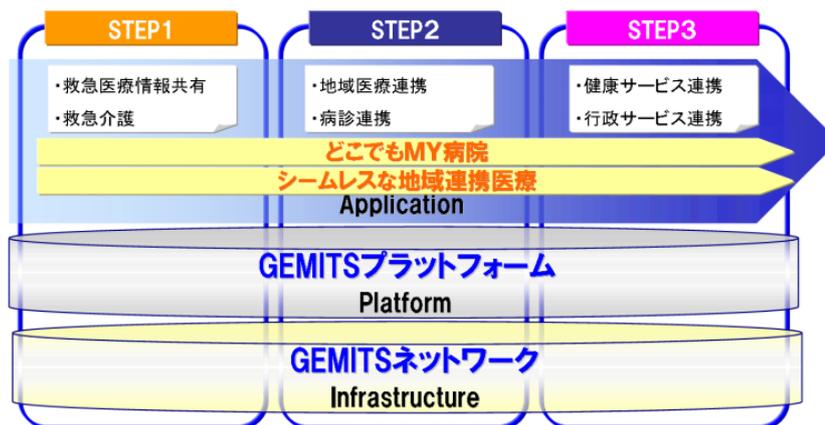


図 1. GEMITSが目指す姿

### 目的

1. 医療崩壊を改善するための、情報技術開示によるオープンな連携の促進
2. 地域医療の体制に対する、GEMITS情報の提供、及び、提言による全体最適化とシームレスの実現

3. 救急医療にとって重要な患者固有の医療情報に対する、市民による安全な利活用の実現
4. 関連する団体・機関等、官民連携による医療・健康安心地域の構築

## GEMITSとは

GEMITSとは、救急医療における全体最適化である、「Right patient to the right hospital」を基本理念とし、岐阜大学を中心とした産学連携事業体が、国の事業との連携を図り、救急医療体制支援システムを構築するプロジェクトです。

目的は、現在困難な状況にある救急医療体制を、医療資源の育成、最適化利用を図ることで、再生できることを実証し、本邦の救急医療体制のロールモデルとして全国に展開することです。

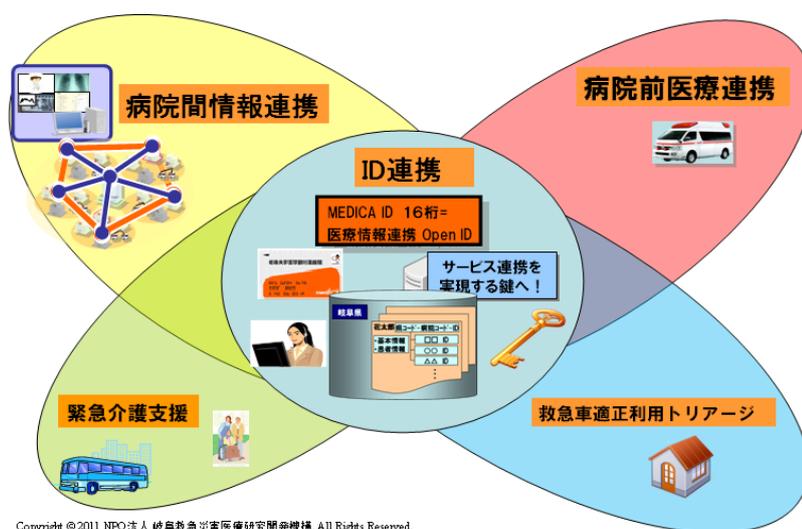


図 2. GEMITSの概念図

## 発起人一覧

発起人代表	小倉 真治 (岐阜大学大学院)
発起人	有賀 徹 (昭和大学)
	豊田 充 (NTT データ経営研究所)
	中川 辰哉 (日本光電工業)
	宮下 正雄 (沖電気工業)
	安田 浩 (東京電機大学)

(以上)

## 会員一覧

(敬称略、50音順)

### I. 幹事会員

株式会社 NTT データ  
沖電気工業株式会社  
株式会社デンソー  
東レ・メディカル株式会社  
トヨタ自動車株式会社  
日本光電工業株式会社

### II. 正会員

株式会社ジェムシス  
株式会社ソリトンシステムズ  
株式会社トーカイ  
株式会社中広  
株式会社日経 BP 社  
株式会社パケモ

### III. 賛助会員

ハヤックス株式会社

### IV. 特別会員

青木 則明(NPO 法人ヘルスサービス R&D センター)  
有賀 徹(昭和大学)  
小倉 真治(岐阜大学大学院)  
小林 啓二(JAXA)  
時津 直樹(インターネット ITS 協議会)  
野口 英一(東京防災救急協会)  
橋本 雄太郎(杏林大学)  
安田 浩(東京電機大学)  
山田 英脩(戸田会計事務所)  
横田 勝彦(東京電機大学)  
横山 滋(インターネット ITS 協議会)

(以上)

## GEMITSアライアンスパートナーズ規約(案)

2011年7月6日制定

### 第1章 総 則

#### (名 称)

第1条 本アライアンスパートナーズの名称は、「GEMITSアライアンスパートナーズ」(以下、「本会」という)と称する。英語名称は、GEMITS Alliance Partnersと称する。

ここで、GEMITS(Global Emergency Medical supporting Intelligent Transport System)は、「救急医療支援情報流通システム」の略である。

#### (目 的)

第2条 本会は、活動を通じて、医療崩壊を防止・改善するとともに、新たな生活環境を整備し、地域の安心な街づくりに貢献することを目的とする。

そのため、ICTを活用し、現場の救急車と医療施設とを結んで、患者を迅速に搬送、処置できるようにしたGEMITSの構築による救急医療の全体最適化を図るとともに、各地域に存在する医療・健康情報のシステムとのオープンな連携を目指し、その結果市民をはじめ、医療・健康機関が活用できるアプリケーションの整備・推進を行う。

また、GEMITSのプラットフォームを活用することでその普及・促進を図る。

#### (事務局)

第3条 本会の事務処理のため、事務局を設ける。

- 2 事務局には、事務局長を置く。
- 3 事務局長は会長が任命する。

### 第2章 活 動

#### (活動内容)

第4条 本会は第2条に定める目的を達成するため、以下の各号に示す活動を行う。

- (1) 現状で問題になっている医療崩壊を防止・改善するための、情報技術開示による支援活  
GEMITSの情報技術の開示、及び普及・促進を図る。
- (2) GEMITSの拡大・拡充、及び患者固有の医療情報の迅速・的確な利活用システム構築への  
支援をすることで、救急医療に対し、全体最適化を図る。
- (3) 救急医療に重要な患者固有の医療情報の迅速かつ的確な収集に寄与するシステムを構築  
し、地域医療体制への情報支援及び提言を行う。
- (4) 地域の救急医療を円滑に行うための医療体制や運用に向けた、GEMITSに関する継続的な  
情報提供及び提言を行う。

(費用)

第5条 本会の設立及び活動に係わる費用は、第8条の会費をもって賄うものとする。

### 第3章 会員

(会員)

第6条 本会の目的及び活動に賛同し、所定の手続きを経て参加した公共機関、企業及び個人を会員とする。

- 2 会員は、幹事会員、正会員、特別会員及び賛助会員からなる。
- 3 公共機関会員及び企業会員は、幹事会員、正会員又は賛助会員のいずれかとなり、個人会員は特別会員となる。
- 4 会員となるには本会所定の様式による申込みをし、会長の承認を得るものとする。

(会員の退会・除名)

第7条 会員は所定の申し出により退会することができる。

- 2 本会は、総会が不適格と認めた会員について除名することができる。
- 3 退会・除名された幹事会員、正会員及び賛助会員に対して、第8条で定めた会費の返納はしない。

(会費)

第8条 幹事会員の会費は、年額500,000円とし、定められた期日までに定められた方法で支払うものとする。

- 2 正会員の会費は、年額200,000円とし、定められた期日までに定められた方法で支払うものとする。
- 3 特別会員からは会費を徴収しない。
- 4 賛助会員の会費は、年額20,000円とし、定められた期日までに定められた方法で支払うものとする。

### 第4章 役員

(種別及び定数)

第9条 本会には次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、副会長を若干名置くものとする。

(選任)

第10条 理事及び監事は総会において、幹事会員の社員又は役員、及び特別会員の中から選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事の互選により選出する。

(職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在時において、その職務を代行する。
- 3 会長、副会長及び理事は、理事会を構成し、この規約及び総会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 本会の財産の状況を監査する。
  - (2) 前号の規定による監査の結果、本会の財産に関して不正の行為又は法令若しくはこの規約に違反する重大な事実があることを発見した場合にこれを総会に報告する。
  - (3) 前号の報告をするために必要がある場合には総会を招集する。

(任期)

第12条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任が選出されるまでは、その職務を行う。

## 第5章 総会

(構成)

第13条 総会は、幹事会員、正会員、特別会員で構成する。

(開催)

第14条 総会は、定期総会を年一回開催するほか、会長が必要と認めたときに開催する。

(定足数)

第15条 総会は、幹事会員及び正会員の2分の1以上の出席をもって成立する。

- 2 総会に出席できない会員は、総会の議長又は他の出席会員に代理人としてその権限を委任することができる。その場合、当該会員は、総会に出席したものとみなす。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長が務める。

(議決)

第17条 総会の議事は、第18条に規定するものを除き、出席した会員の過半数をもって決するものとする。但し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 総会は、次の事項を議決する。
  - (1) 役員を選任及び解任
  - (2) 前年度の事業報告及び決算の承認
  - (3) 事業計画及び予算の承認

- (4) 規程の制定, 改定及び廃止
- (5) その他本会の運営に関して重要な事項

(特別議決事項)

第18条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席した会員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 規約の改定
- (2) 本会の解散

(議事録)

第19条 議長は、開催日時、開催場所、出席者、及び議事概要を記載した議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名が署名押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第20条 理事会は、理事及び監事で構成する。

(開催)

第21条 理事会は、会長が必要と認めたときに開催する。

- 2 理事会は、必要に応じて、書面又は電子メールにより開催することができる。

(議長)

第22条 理事会の議長は、会長が務める。

(議決)

第23条 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決するものとする。但し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 理事会は、次の事項を行う。
  - (1) 会長及び副会長の選任及び解任
  - (2) 本会の運営に関する重要な事項の審議及び総会への提案
  - (3) 規則の制定、改定及び廃止
  - (4) ワーキンググループの設置及び解散
  - (5) 本会の運営に関する通常の事項の決定

## 第7章 その他

(ワーキンググループ)

第24条 本会は、本会の事業運営上必要があるときは、理事会の議決によりワーキンググループを設置することができる。

(秘密保持)

第25条 会員は、本会で他会員から得た秘密情報を他に漏らしてはならない。

2 秘密保持に関する事項については、別に規程に定める。

(本会終了時の財産の扱い)

第26条 本会終了時に財産が残った場合、その処分方法は理事会が定め、総会の議を経るものとする。

(事業期間・事業年度)

第27条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(規程の制定)

第28条 この規約に定めるもののほか、本会の活動の執行に必要な事項については、別に規程に定める。

(この規約にない事項の扱い)

第29条 本規約及び規程にない事項の扱いは、必要により理事会で決定する。

附則(2011年7月6日制定)

第1条 本規約は、2011年7月6日より施行する。

第2条 設立総会に出席し、本規約を承認した者は会員になったものとする。

2011 年 7 月 6 日

## 理事候補

(敬称略、50 音順)

あるが とおる

有賀 徹 (昭和大学)

おがわ かずひろ

小川 和大 (沖電気工業)

おぐら しんじ

小倉 真治 (岐阜大学大学院)

なかやま ただし

中山 直 (日本光電工業)

ひぐち まさひろ

樋口 正浩 (デンソー)

みたむら かずはる

三田村 一治 (NTT データ)

もり けいいち

森 敬一 (トヨタ自動車)

やすだ ひろし

安田 浩 (東京電機大学)

やまもと みつる

山本 充 (東レ・メディカル)

注. 規約第 9 条第 1 項第 1 号により、理事は 15 名以下と定められている。

(以上)

2011 年 7 月 6 日

監事候補

(敬称略、50 音順)

のぐち えいいち

野口 英一(東京防災救急協会)

やまだ ひではる

山田 英脩(戸田会計事務所)

注. 規約第 9 条第 1 項第 2 号により、監事は 2 名以下と定められている。

(以上)

GEMITS(Global Emergency Medical supporting Intelligent Transport System)は、救急医療分野において、「Right patient to the right hospital」を基本理念として全体最適を目指す救急医療体制支援システムを構築しようとするものである。その理念のもとに、GEMITSアライアンスパートナーズ(以下、「GEMAP」という)は、GEMITSの拡大・拡充を目指し、GEMITSとして培ってきた、地域医療における救急・災害時に役立つ、経験やノウハウ、技術を具現化し、セミナーやシンポジウムを通して、それぞれの地域にあった姿を提言していく。そのため、以下の活動を展開しようとしている。

- (i) GEMITSの情報技術の開示、及び普及・促進
- (ii) 患者固有の医療情報の迅速・的確な利活用システムの構築支援
- (iii) 地域医療体制や運用に向けた、GEMITSに関する情報提供・提言
- (iv) 関連する団体・機関などへの情報提供と集約

今年度は、それに向けての初年度として以下の活動を中心に進めていく。

- (1) GEMITSの普及啓発活動
- (2) GEMITSに関わる技術的または専門的課題の検討
- (3) GEMAPの広報活動

それぞれについて以下に詳しく述べる。

#### (1) GEMITSの普及啓発活動

まず、今年度は活動の初年度とし、GEMITSの普及啓発を目的として、全国各地の行政機関、大学または学会等の協力を得て、GEMAPに関するセミナーまたは研修会を実施する。今年度は以下に示すものを含めて約 10 箇所での開催(札幌での 6 月開催は実施済み)を予定している。

- 日本臨床救急医学会総会・学術集会でのランチョンセミナー(2011 年 6 月、札幌)
- 企業でのセミナー(2011 年 7 月、西宮)
- 企業でのセミナー(2011 年 9 月、佐賀)
- 企業でのセミナー(2011 年 10 月、広島)
- 日本集団災害医学会学術集会でのセミナー(2012 年 2 月、金沢)

.....

#### (2) GEMITSに関わる技術的または専門的課題の検討

技術的または専門的課題、さらには法的課題の検討については、理事会の下にそれに応じたワーキンググループ(以下、「WG」という)を適宜発足させ、会員の積極的な参加を求める。現時点で、まだ粗い検

討段階ではあるが、まずは、地域医療連携検討WG(仮称)の設置を予定している。その中では、シームレスなIT化の推進、情報セキュリティの確保等、GEMITSプラットフォームの利活用に向けた諸活動が、今後のGEMITSの整備と普及に向けてきわめて重要な課題であると認識しており、今後、会員の意見を参考にし、また必要に応じて関連する団体・機関との連携も図りつつ、理事会において詳細の計画を策定して早急にWGを立ち上げる。

### (3) 広報活動

GEMAPの活動状況を広く周知するため、(1)に示した普及啓発活動とは別に広報活動に努める。そのため、本会のホームページを開設して、GEMAPの活動を積極的に外部に発信していく。ここでは、(1)に示した普及啓発活動、(2)に示したWG活動状況についてできるだけリアルタイムに近い形で情報を発信していく。

以上述べた項目を確実に実践していくことで、GEMAPの趣旨に賛同して戴く方を広く募り、会員数の増加によってGEMAP活動の活性化を図る。具体的には、(1)に記したセミナーまたは研修会で呼びかけて、(2)のWG活動の展開を通じて、及び(3)のホームページで情報発信することで、GEMAP会員数の増加につなげていく。

(以上)

## 平成23年度収支予算書(案)

自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日

(単位:円)

科 目・摘 要	予算額
<b>I 事業活動収支の部</b>	
<b>1 事業活動収入</b>	
<b>(1) 会費収入</b>	<b>4,600,000</b>
① 幹事会員     @500,000×5社	2,500,000
② 正会員     @200,000×10社	2,000,000
③ 賛助会員   @20,000×5社	100,000
<b>(2) 事業収入</b>	<b>100,000</b>
① セミナー等事業収入	100,000
<b>(4) 寄附金収入</b>	<b>100,000</b>
① 寄附金収入	100,000
<b>(5) 雑収入</b>	<b>500</b>
① 受取利息	500
<b>事業活動収入計</b>	<b>4,800,500</b>
<b>2 事業活動支出</b>	
<b>(1) 事業費支出</b>	<b>2,100,000</b>
① 普及活動事業費	2,000,000
② ワーキンググループ活動費	100,000
<b>(2) 管理費支出</b>	<b>2,665,000</b>
① 会議費	300,000
② 総会運営費	500,000
③ 旅費交通費	100,000
④ 通信運搬費	30,000
⑤ 消耗品費	120,000
⑥ 印刷製本費	80,000
⑦ 諸謝金	300,000
⑧ 租税公課	5,000
⑨ 業務委託費	600,000
⑩ ホームページ開発・維持費	600,000
⑪ 雑費	30,000
<b>事業活動支出計</b>	<b>4,765,000</b>
<b>事業活動収支差額</b>	<b>35,500</b>
<b>II 投資活動収支の部</b>	
<b>1 投資活動収入</b>	
<b>投資活動収入計</b>	<b>0</b>
<b>2 投資活動支出</b>	
<b>(1) 固定資産取得支出</b>	<b>0</b>
<b>投資活動支出計</b>	<b>0</b>
<b>投資活動収支差額</b>	<b>0</b>
<b>III 財務活動収支の部</b>	
<b>1 財務活動収入</b>	
<b>(1) 借入金収入</b>	<b>0</b>
<b>財務活動収入計</b>	<b>0</b>
<b>2 財務活動支出</b>	
<b>財務活動支出計</b>	<b>0</b>
<b>財務活動収支差額</b>	<b>0</b>
<b>IV 予備費支出</b>	
<b>当期収支差額</b>	<b>35,500</b>
<b>前期繰越収支差額</b>	<b>0</b>
<b>次期繰越収支差額</b>	<b>35,500</b>

(注)収支予算書に係る注記事項

## 1. 借入金限度額

許容される借入金の最高限度額 : 0円

## 2. 債務負担額

許容される債務負担の最高限度額 : 0円

## 秘密保持規程(案)

2011年7月6日制定

## (目的)

第1条 本規程は、GEMITS アライアンスパートナーズ規約(以下、「規約」という)第25条第2項に基づき、会員の秘密保持に関して定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 用語の定義は、規約に定めるものの他、以下の各号に示す。

- (1) 「秘密情報」とは、本会及び各ワーキンググループ(以下、「WG」という))における検討(以下、「本検討」という)にあたって会員が秘密情報を他の会員に対して秘密である旨を明示した上で開示する、本検討に関連する、自己の秘密性を有する一定の価値ある情報をいう。なお、秘密表示については、(1)書面にて開示される場合には、「秘密」或いはそれに類似した表示を明示して受領者に開示されるものとし、(2)口頭で伝達される場合には、(a)開示者が開示時点で秘密である旨を明確に示し、且つ(b)開示後30日以内に開示者が「秘密」或いはそれに類似した表示を明示した文書により内容を詳記して受領者に交付したものをいう。
- (2) 「開示者」とは、秘密情報を開示する会員をいう。
- (3) 「受領者」とは、開示者から秘密情報の開示を受ける会員をいう。
- (4) 「親会社」とは、会社法第2条第四号に定めるものをいう。
- (5) 「子会社」とは、会社法第2条第三号に定めるものをいう。

## (秘密保持)

第3条 受領者は、開示者が事前に書面で同意しない限り、本規程を遵守することに同意した自己、自己の社員及び役員以外のいかなる第三者に対しても秘密情報を開示・漏洩してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、受領者は、本検討のために、自己の親会社及び子会社に対して、秘密情報を開示できるものとする。この場合、受領者は、当該親会社及び子会社に対して、自己が本規程において負うのと同等の守秘義務を課すものとする。

## (秘密保持の例外)

第4条 以下の各号に定める情報は、秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時点で公知であり、又は開示後、受領者の過失若しくは本規程違反によらず公知となった情報
- (2) 受領者が、開示者から開示される以前から正当に保持していた情報
- (3) 開示者の秘密情報を使用することなく受領者が独自に開発した情報
- (4) 受領者が、正当な権利を有する第三者から何ら義務を負うことなく入手した情報
- (5) 開示者が本規程に定める秘密保持義務の制約から除外することを文書により同意した情報
- (6) 裁判所若しくは官公庁の命令、又は要求に従い開示することが必要とされる情報

(権利及び義務)

第5条 会員は、理事会の承認なしに、第三者に対して本規程に基づく権利を譲渡し、若しくは担保に供し、又は義務を移転することができない。

(有効期間)

第6条 本規程の有効期間は、本規程の制定日から本会の解散日又は会員退会日のいずれか早い日までとし、会員は有効期間中、本規程に拘束されるものとする。但し、第3条、第5条、第6条、第8条及び第9条は、本規程の終了又は満了にもかかわらず、依然として効力を有するものとし、会員であった者は、これらの条項に拘束されるものとする。

(返還)

第7条 本規程の終了、若しくは満了の場合、受領者は、開示者から要求があった場合、本会が解散した場合、本会から退会した場合、又は本検討の過程において不要となった場合、開示者の指示に従って、速やかに秘密情報(コピーを含む)を開示者に返還するか、又は破棄(電子媒体上に記録された秘密情報の場合は速やかに消去)するとともに、当該返還、破棄および消去の完了を文書により開示者に通知するものとする。

(取得されない権利)

第8条 開示者は、開示した秘密情報についての産業財産権、著作権、トレードシークレット等の知的財産に基づくいかなる権利も本規程に定めるもの以外は、受領者に許諾し、付与し、又は譲渡するものではない。

(その他の事項)

第9条 本規程に規定されていない事項が発生した場合、又は本規程の解釈に疑義が生じた場合、理事会がこれを解決するものとする。

附則(2011年7月6日制定)

第1条 本規程は、2011年7月6日より施行する。